

## ネットワーク

### がんばってまーす

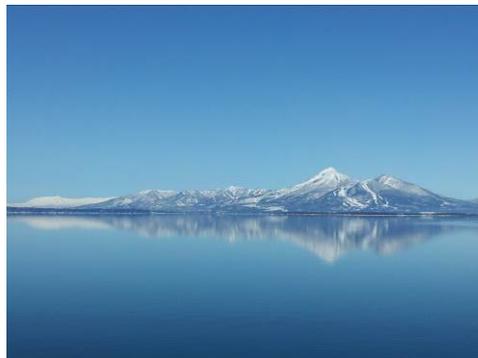
#### 今こそお互い様の精神で

福島県郡山市生活環境部環境保全センター

尾形 文哉



郡山市は福島県の中央に位置し、面積が757 km<sup>2</sup>、人口が約33万人の中核市です。市の西部には平成14年から17年まで水質日本一を誇った猪苗代湖が位置し、明治時代には水利が悪く不毛の大地だった郡山の安積原野に猪苗代湖から水を引く大事業が行われました。これらの一連の事業は安積開拓と呼ばれ、平成28年4月25日に日本遺産に認定されたことから再度注目されています。



猪苗代湖から磐梯山を臨む

このような豊かな自然環境や住環境を保全するために、環境保全センターでは現在13名の職員で、各種公害関係法令に基づく届出審査、公共用水域や大気の常時監視、各種騒音測定等と環境に係る事務から分析までの幅広い業務を行っています。

郡山市には市民提案制度「みなさんの声」という市政に対する提案や意見をインターネット上から投書できるシステムがあり、市民の皆さんから連日様々な意見が寄せられています。では、当の公害苦情はというと、直接、当センターに苦情等の電話がかかってくることもあれば、そういった投稿システムを経由して寄せられることもあります。平成27年度には54件の公害苦情相談が寄せられ、大気14件、水質2件、騒音23件、悪臭15件と騒音が約四割を占めていました。

そんな「みなさんの声」に一件の騒音に関する投書があったのは夏のような陽射しが差し込み始めた平成27年5月半ばでした。「家を新築し、今の場所に引っ越してきた。しかし、隣接する事業場から発生する作業音が気になり、体調が優れない。子供が生まれたばかりであり、今後の近隣関係もあることから市役所で対応をしてほしい」という女性からのものでした。その事業者は自宅兼作業場で親子二代に渡り営業している金属くず回収業者でした。苦情調査に行った際には「これまで30年間近隣住民とは良好な関係を築いてきた。こんなことを言われたのは初めてだ。どうせ新築で隣に引っ越してきた〇〇さんだろう」と少々憤慨した様子でしたが、「これからの付き合いもあるし、苦情申立人と直接話をしたい」との申し出がありました。しかしながら、苦情申立人からは近隣関係が崩れることを恐れ、名前を明かさないでほしい旨を伝えられていたため「匿名であり、私たちが誰が言っているのかはわからない」という回答

に留めざるをえず、この案件の長期化を予感させる対応のはじまりでした。

事業者は機器メンテナンスの実施、場内の配置変更などの対応を行いましたが、申立人からの苦情は続きました。事業者にそれを伝える度に「申立人と話がしたい」と申し出があり、その都度、申立人には「事業者が申立人と話をしたいと言っている」という内容を伝え、面談を促していました。しかし、「怖くて決心が付かない」という理由からそれを拒まれ続けていました。そんなやり取りが四ヶ月ほど続いた夏の終わりごろ、ようやく申立人が市を第三者に交えた形の面談ならば応じると了承しました。

三者面談は一種の賭けとも思えました。果たしてどういった結果に転ぶのか、第三者である私も非常に緊張しながら現場に向かいました。三者面談は事業場で行われ、事業者から事業内容や、作業内容及び頻度、発生する音の説明が行われました。続いて申立人の自宅に場所を移し、具体的にどういう音を不快に感じるか等の踏み込んだ話がなされました。申立人の自宅二階から事業場を見ながら話をしていましたが、窓を覗くと見事に事業場内が丸見えでした。積みあがったドラム缶などが見えてしまうという、視覚的な問題も相当にあるということを事業者も私自身も実感し、大変驚きました。事業者から「先住権を主張するつもりはない。これまでなあなあで済まされていた部分もあったかもしれないから是正したい。視覚的問題も相当に大きいことから目隠しの意味も込めて防音壁を設置する。作業音自体はこれ以上どうしようもないので、大きな音が出る作業の前には一声かけにくる」という提案があり、これを申立人も「思い切って話をしてよかった」と涙を流しながら了承していました。事業者と苦情申立人がお互いに抱えていたわだかまりを吐露することでそれが解消されたのだと思います。この後、約束どおり防音壁が設置され、現在苦情の申立てから約一年が経過しますが、以降この件に関し苦情の申し立てはありません。

ここまで綺麗な解決に至るような事例は滅多にありません。申立人と被申立人が険悪になっており、とても対話など望めないような状態のこともよくあります。騒音に関しては感覚が占める割合が殊更に大きく、気持ちの問題によっても被害度合いが大きく変化します。今回紹介した事例では申立人が「家を建てたばかりなのに、後から来た人間が苦情を言うことによってトラブルになったらどうしよう」、「あの積み上がっているドラム缶は何」ととどろき疑心暗鬼になっていったことも解決に時間を要した原因の一つとして挙げられます。苦情対応をしていると、「工期がいつまでか」、「その音の原因は何か」というのが分かっただけでもそれなら仕方ないと、申立人が納得した事例もありました。もちろん、すべての苦情がこれで解決するわけではありません。事業活動を行う以上、事業者は規制基準を遵守すべきとも考えます。しかし

ながら、住民側の歩み寄りの姿勢も必要だと感じています。近隣関係が希薄化、権利意識の高まりという時代の変化の中で、改めて事業者も近隣住民もお互い様の精神と普段からの対話の姿勢を持つておくことが大切だと感じます。お互いが歩み寄りながらよりより住環境を作っていくことが、自身の企業活動あるいは住環境を高め、しいては対応の難しい感覚公害の解決の糸口にもつながるのではないのでしょうか。